

《受験延期の手続き》

病気その他やむを得ない事故等により期末試験の受験延期を希望する場合は、所定の「受験延期願」に次の書類等を添付して、試験前日までに学務企画課教育支援グループへ提出してください。

(受付時間 平日 8:30～18:00 (水曜日のみ 8:30～17:00))

- ① 病気の場合は医師の診断書
- ② その他の場合は、その事故等を証明する証明書

上記の願出者で、受験延期を認められた者は、追試験の受験資格を得ることができます。ただし、追試験実施の有無は、授業担当教員の判断によります。

なお、試験当日、突発事故等の発生により受験できなくなった場合は、当該試験日中にその旨を学務企画課教育支援グループまで連絡し、その指示に従ってください。

※平日 18:00～19:00 (水曜日のみ 17:00～19:00) の間に提出・連絡の必要がある場合は、社会文化科学研究科等事務部学部教務学生グループ (法学部・経済学部教務担当) で対応します。

◇受験延期願の手続き窓口◇

学務企画課教育支援グループ

電話 (086) 251-8434

社会文化科学研究科等事務部学部教務学生グループ

(法学部・経済学部教務担当)

電話 (086) 251-7364 (法学部)

電話 (086) 251-7365 (経済学部)

受験延期願 Application Form for Exam Postponement

令和 年 月 日
Date: / / (mm/dd/yyyy)

教育推進機構長 殿
To Director, Institute for Promotion of Education and Campus Life

学部 :
Faculty
学科・課程 :
Department/Course
学生番号 :
Student ID No.
氏名 :
Name
連絡先(携帯) :
Tel. (mobile)

下記の理由により、期末試験の受験延期をお願いします。
I wish to apply for the postponement of a term-end examination for the following reason.

記

1 理由 Reason

※病気の場合は、医師の診断書、その他の場合は理由を証明できる書類等を添付してください。
* If the reason is illness, attach a medical certificate issued by a doctor. If the reason is other than illness, attach documentation that verifies the reason.

2 受験延期希望科目 Course for which you want to postpone taking an examination

試験日 Date of an exam (mm/dd)	曜日 Day	時限 Period	講義番号 Course No.	授業科目名 Course title	担当教員名 Instructor
/					
/					
/					
/					
/					

※個人情報の保護について

本書に記載された個人情報については、追試験の用途にのみ使用し、他の目的には一切使用しません。また、情報の保護には万全を期します。

* Protection of personal information

Your personal information provided here will be used only for the purpose of conducting a supplementary examination, and will never be used for any other purposes. We will take all possible measures to ensure the protection of your personal information.

全学共通科目，英語科目，専門教育科目における全学交流科目及び教養教育科目に係る
定期試験の受験延期の資格に関する申し合わせ

平成24年 11月27日
教育開発センター部門長等会議承認

改正 平成28年5月24日
改正 令和 2年7月14日
改正 令和 3年3月 2日
改正 令和 5年7月11日
改正 令和 7年6月24日

この申し合わせは，全学共通科目，英語科目，専門教育科目における全学交流科目及び教養教育科目に係る定期試験の受験延期を認められることができる事項について，定めるものとする。

- 1 公欠に該当する場合
- 2 準公欠に該当する場合
- 3 その他の欠席
 - (1) 本学の教育施設以外で実施する授業等
 - 1) 教育実習等
 - 2) 介護等の体験
 - 3) インターンシップ実習
 - 4) 学外研修等
 - (2) 集中講義
 - (3) 病気又はけが
 - (4) 課外活動
 - (5) 就職活動
- 4 教育推進機構長が了承した場合
- 5 履修者は，上記第1項及び第2項については，授業公欠届により届け出を行うこととし，上記第3項及び第4項については，受験延期願により届け出を行うこととする。
- 6 教育推進機構長は，上記第1項から第4項のいずれかに合致し，第5項の届け出があったものについて，全学共通科目，英語科目，専門教育科目における全学交流科目及び教養教育科目に係る定期試験の受験延期の資格を得ることを了承する。

7 追試験の実施の有無については、授業担当教員の判断による。

附 則

この申し合わせは、平成28年5月24日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この申し合わせは、令和2年7月14日から施行する。

附 則

この申し合わせは、令和3年3月2日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この申し合わせは、令和5年7月11日から施行する。

附 則

この申し合わせは、令和7年6月24日から施行し、令和7年4月1日から適用する。